

島根スサノオマジックチアスクール会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本スクールは、「島根スサノオマジックチアスクール」(以下「本スクール」という)と称する。

(目的)

第2条 島根スサノオマジックは、チアスクールを展開し、地域の子どもたちにスポーツをする機会を提供するだけでなく、「夢・希望」が芽生える場となることを目指し、試合会場やイベントでのパフォーマンスに向けて基礎からチアダンスを指導します。本スクールでは、子どもたちの成長過程に沿ったカリキュラムを、チアスクールコーチングスタッフが提案していきます。

(運営)

第3条 本スクールは、株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック(以下「会社」という)が管理運営する。

2 本スクールの事務局(以下「事務局」という)は、会社所在地に置くものとする。

第2章 会員の資格、入会・退会等

(会員の資格)

第4条 本スクールの会員は、心身ともにスポーツを行うことに適した者でなければならない。

(法定代理人の同意)

第5条 本スクールへの入会を希望する者は、親権者または法定代理人の同意を得なければならない。

(体験入会)

第6条 本スクールへの入会を希望する者は、入会前に無償にて1回まで練習への体験入会をすることができる。

2 体験入会における怪我や事故については、本スクールは一切の責任を負わないこととする。

(入会)

第7条 本スクールへの入会を希望する者は、所定の入会手続きを行わなければならない。手続き後、入会金および年会費と初月の月謝を口座振込によって支払うこととする。

2 前項の入会手続きに際しては、別途本スクールが指定する預金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印のうえ本スクールに提出するものとする。

3 本スクールへの入会を希望する者は、本スクールが入会申込、入会金等を確認し、翌月1日をもって会員となるものとする。

4 本スクールは入会を承認しなかった場合を除き、理由の如何を問わず、入会金および年会費は返還しない。

5 本スクールは同一会員の複数校・複数クラスの入会を希望する場合、手続きが必要となる。

(休会)

第8条 会員は、本スクールに対し会員システム(別紙参照、以下「PiCRO」)、にて休会申請し、承認を得ることにより、本スクールを休会することができる。

2 休会は、1ヶ月単位として、連続して最長3ヶ月までとし、病気や怪我による場合は1年未満であれば認めるものとする。ただし、連絡なく3ヶ月経過した場合、会員資格を失うものとする。

3 休会の効果は、本スクールに対して休会申請をした翌月から生ずるものとする。

4 休会申請は、休会する月の前月10日までに提出するものとする。

5 休会する場合は、休会事務手数料とし、月500円(税込)を口座振替によって支払うこととする。

(復帰)

第9条 休会中の会員が復帰する場合は、PiCROにて申請し、承認を得るものとする。

2 復帰申請は、復帰を希望する月の前月10日までに提出するものとする。

(退会)

第10条 会員は、本スクールに対してPiCROにて退会申請をすることにより、本スクールを退会することができる。

2 会員は、退会を希望する月の前月10日までに退会届を提出し、提出した月の末日をもって退会とする。

3 前2項に関わらず入会より、3ヶ月間は退会を認めないものとする。

4 本スクールは年度の途中退会の場合、既に受領した会費等は返金しないものとする。

(クラス変更)

第11条 会員は、本スクールに対してPiCROにて変更申請をすることにより、クラスの変更を認めるものとする。

2 クラス変更を希望する場合は、変更する月の前月10日までに行うものとする。

3 前2項に関わらず、入会より特別な場合を除き3ヶ月間はクラス変更を認めないものとする。

(更新)

第12条 本スクールの会員資格の次年度への更新は、自動継続とする。卒業を除き、年度内まででの退会申請に関しては、毎年3月10日までに手続きを行うものとする。

(諸届変更)

第13条 会員は、会員の氏名、住所、連絡先等が変更になった場合、速やかにPiCROにて住所変更申請をしなければならない。

(除名等)

第14条 本スクールは、会員が次号の一にでも該当するときは、その会員資格を一時停止、または除名することができる。

1 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。

2 本スクールの運営を故意に妨害した場合。

3 本会則または本スクールの定める規則に違反した場合。

4 本スクールの名誉または信用を傷つけた場合。

5 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。

6 本スクールに対し、連絡がなく欠席が3ヶ月続いた場合。

7 その他本スクールが会員として不適切と判断した場合。

(会員たる地位の譲渡禁止)

第15条 会員は、その会員たる地位を第三者に譲渡することはできない。

第3章 指導および会費の支払い等

(クラス編成)

第16条 会員は、本スクールの指定するクラスに所属するものとする。ただし、本スクールが認めた場合に限り、対象外のクラスに所属できる。

(活動期間)

第17条 本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。活動回数は、原則として週1回とし、月平均4回とする

2 前項の決定は本スクールの決定に従うものとする。

(指導)

第18条 会員は、その所属するクラスの活動日・活動時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることができる。

2 会員は、本スクールが認めた場合に限り、その会員が所属するクラス以外のクラスの指導を受けることができる。

(月謝等の納入)

第19条 会員は、本スクールの定める月謝等を指定する日に、口座振替によって支払うこととする。

2 (削除)

3 中途入会の場合も、同額の入会金および年会費を支払うこととする。

4 本スクールに、家族がいる場合は、各々1名につき月謝を1000円減額とする。

(イベント・合宿等)

第20条 会員は、病気やその他やむを得ない場合を除き、本スクールの指定するイベントまたは合宿等に極力参加・協力するものとする。

3 本スクールは、前項のイベントまたは合宿に参加する会員に対し、前条に定める費用とは別に参加費用の納入を求める場合がある。

第4章 その他

(保険)

第21条 会員は入会手続き終了後、スポスクサポート保険に加入することとする。

- 2 前項の加入手続きは、本スクールが行い、傷害事故等における補償は加入する保険会社の約款とおりとする。

(会場までの送迎)

第22条 会員の会場までの送迎は、親権者または法定代理人が責任をもって行うものとする。

- 2 送迎中の事故に関しては、本スクールの加入する保険の範囲内で保証をするが、その他の事項に関しては、本スクールは一切の責任を負わない。

(欠席の連絡)

第23条 会員は当日の練習に参加できない場合、担当となる指導者にPICROで速やかに連絡をすることとする。

(スクールの廃止)

第24条 本スクールは3ヶ月前に会員に予告することにより、本スクールを廃止することができる。

- 2 本スクールが施設を借用し運営する会場については、施設の事情により急遽休校または閉校する場合もある。

(スクール廃止の効果)

第25条 本事務局が本スクールを廃止したときは、会員は、その会員たる地位を失うものとする。

- 2 前項の場合、納入済の入会金は、入会して1年以内の会員に限り、月割計算により精算し、無利息にて返還するものとする。
- 3 会員は、本スクールを廃止した場合といえども、本スクールに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができない。

(肖像権について)

第26条 本スクールで撮影した活動風景の静止画および動画映像等の一切を、会社が使用することをあらかじめ同意することとする。

(入会金、年会費、月謝)

第27条 本スクールの入会金および年会費・月謝は、会社が指定する金額とする。

附 則

2012年5月 制定

2024年1月 改定

お問い合わせ・お申し込み

島根スサノオマジックチアスクール事務局(担当・土江)

〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1

くにびきメッセ4F

TEL 0852-60-1866

FAX 0852-60-1867